

令和4年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 次第

日時：令和4年5月20日（金）15時30分～

場所：栄区役所新館4階8・9号会議室

協議会会長あいさつ

区長あいさつ

1 議題

- (1) 令和4年度の役員について 【資料1】
- (2) 令和3年度事業報告及び決算について 【資料2】
- (3) 令和4年度事業計画及び予算について 【資料3】

2 報告事項

- (1) 令和3年度の拠点訓練の取組について 【資料4】
- (2) 地域防災拠点担当参与について 【資料5】
- (3) ペット同行避難の啓発・支援事業について 【資料6】

3 依頼・連絡事項

- (1) 拠点訓練の実施依頼について（総務課） 【資料7】
- (2) 災害時に備えた応急給水訓練（水道局） 【資料8】
- (3) 災害対策用備蓄食料の有効活用について（総務課） 【資料9】
⇒7月8日（金）までに報告書を提出してください。
- (4) 備蓄庫内におけるガソリン等の保管について（総務局地域防災課） 【資料10】
- (5) 地域防災活動奨励助成金の交付について（総務課） 【資料11】
⇒準備ができ次第、請求書を提出してください。
- (6) 各地域防災拠点 鍵管理者名簿の作成について（総務課） 【資料12】
⇒7月8日（金）までに名簿を提出してください。
- (7) 運営委員長の意見交換会開催について（総務課） 【資料13】
- (8) 栄区緊急時情報伝達システムへの登録について（総務課） 【資料14】
⇒6月24日（金）までに申請書をご提出ください。
- (9) 令和4年度拠点運営研修のご案内について（総務局地域防災課） 【資料15】
⇒6月10日（金）までに受講者推薦書を提出してください。
- (10) 防災ライセンスリーダー講習の実施について（総務局地域防災課） 【資料16】

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

(目的)

第1条 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）は、栄区内の地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、栄区内の防災力の向上に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (4) 前3号のほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会の会員は、運営委員会の委員長をもって組織する。

- 2 その他、参与を置く。参与は協議会の会長が指名する者及び行政関係者をもって構成し、協議会の運営に必要な助言を行う。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
監事	2名

- 2 役員は、会員の互選によって定める。
ただし、会計は、栄区総務課長をもって充てる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。
- 3 会計は、協議会の会計処理を行う。
- 4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。
- 3 やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると会長が認めるときは、書面開催とすることができる。

(経費)

第7条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、栄区総務課に置く。

2 事務局長は、栄区総務課長をもって充てる。

3 事務局次長は、栄区総務課防災担当係長をもって充てる。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要事項は、別に定める。

付 則

この会則は、平成8年7月29日から施行する。

この会則は、平成25年6月11日から施行する。

この会則は、令和3年5月19日から施行する。

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会役員名簿

令和3年度

役員	氏名	備考
会長	毛利勝男	豊田小
副会長	加藤重雄	千秀小
副会長	安藤健一	小菅ヶ谷小
会計	伏見和久	栄区総務課長
監事	千葉廣衛	西本郷中
監事	齋藤進	庄戸小

令和4年度

役員	氏名	備考
会長		
副会長		
副会長		
会計		
監事		
監事		

令和4年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会 名簿(参考)

※変更は網掛けで表示しています。

敬称略

地域 防災 拠点 運営 委員 会 委員 長	千秀小学校地域防災拠点運営委員会委員長	加藤 重雄
	豊田小学校地域防災拠点運営委員会委員長	毛利 勝男
	飯島中学校地域防災拠点運営委員会委員長	井尾 博文
	飯島小学校地域防災拠点運営委員会委員長	中村 久和
	小菅ヶ谷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	安藤 健一
	本郷台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	久家 明夫
	笠間小学校地域防災拠点運営委員会委員長	石山 俊雄
	西本郷中学校地域防災拠点運営委員会委員長	千葉 廣衛
	西本郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	伊勢崎 市三郎
	小山台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	鳥居 一隆
	本郷中学校地域防災拠点運営委員会委員長	関根 佐代子
	公田小学校地域防災拠点運営委員会委員長	伯 正晴
	桂台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	高橋 文彦
	桂台中学校地域防災拠点運営委員会委員長	黒川 哲明
	本郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	榎本 幸信
	桜井小学校地域防災拠点運営委員会委員長	高橋 勝美
	上郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	藤木 健
庄戸小学校地域防災拠点運営委員会委員長	齋藤 進	
旧庄戸中学校地域防災拠点運営委員会委員長	遠藤 利雄	
旧野七里小学校地域防災拠点運営委員会委員長	大角地 通晴	

参 与	豊田連合町内会自治会長	横川 惠
	笠間連合町内会自治会長	指田 弘
	小菅ヶ谷連合町内会長	田中 健次
	本郷中央連合町内会自治会長	細田 利明
	本郷第三連合町内会長	山田 直樹
	上郷西連合町会長	黒木 さち子
	上郷東連合町会長	芦川 弘
	栄区長	富士田 学
	栄警察署長	松本 光好
	栄消防署長	飯島 俊朗
	栄区副区長	今仁 知宏
	栄区福祉保健センター長	横森 喜久美
	栄区福祉保健センター担当部長	井上 弘毅
	栄区土木事務所長	櫻井 暁人
	戸塚水道事務所長	栗原 誠仁
	資源循環局栄事務所長	内田 正光
	栄区小学校長会 代表	垣崎 授二
	栄区中学校長会 代表	湊 浩一
	栄区社会福祉協議会長	田中 健次
	栄消防団長	増田 明彦

(第 8 号様式)

令和 4 年 5 月 20 日

令和 3 年度 栄区地域防災活動事業完了報告書

	事業名・内容	期日 期間	参加 人数
運 営 に 係 わ る 事 業	栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会 (書面開催)	令和 3 年 5 月 20 日	40 名(書面送付)
	地域防災拠点運営委員会	随時	各拠点運営委員等
	地域防災拠点訓練	各拠点にて計画	各拠点運営委員等
管 理 に 係 わ る 事 業	資機材点検 (委託業者による)	令和 3 年 10 月	事務局
	資機材点検 (自主点検)	随時	各地域防災拠点

(第9号様式)

令和3年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算書

1 収入の部

単位：円

項目	予算額	収入済額	増△減	説明
横浜市助成金	2,400,000	2,400,000	0	
収入合計額	2,400,000	2,400,000	0	

2 支出の部

単位：円

項目	予算額	支出済額	増△減	支出日	説明
各拠点運営委員会 経費	2,400,000	2,184,001	△215,999	令和3年 8月27日	横浜市に返還予定
支出合計	2,400,000	2,184,001	△215,999		

※客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費（交際費並びに慶弔費、懇親会費、活動と直接関連のない視察・研修費・食糧費等）は助成対象外


※その他利息1円も合わせて横浜市に返還予定（計216,000円）

令和4年5月20日

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

会 長 毛利 勝 男 様

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

監 事 千葉 彦 衛 
監 事 藤 進 

監 査 報 告 書

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会の令和3年度の会計監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 1 監査年月日 | 令和4年5月10日 |
| 2 監査対象期間 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで |
| 3 監査事項 | 決算書・現金出納簿・支出伝票他 |
| 4 監査の結果及び意見 | 帳簿及び証書類等を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。 |

令和4年度 栄区地域防災活動事業計画書

	事業名・内容	期日 期 間	参 加 人 数
運 営 に 係 わ る 事 業	① 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会	令和4年5月20日	20人
	② 地域防災拠点運営委員会	随時	各拠点運営委員等
	③ 地域防災拠点訓練	随時	各拠点運営委員及び住民
	④ 地域防災拠点 運営委員長意見交換会	令和4年7月中旬	各拠点運営委員及び 事務局
	⑤ 防災クロストーク	令和4年12月3日	各拠点運営委員 横浜栄ボランティア ネットワーク 事務局
管 理 に 係 わ る 事 業	① 資機材点検（委託業者による）	令和4年9～11月	事務局
	② 資機材点検	随時	各地域防災拠点

(第3号様式)

令和4年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書

1 収入の部

単位：円

項目	予算額	前年度予算額	増△減	説明
横浜市助成金	2,400,000	2,400,000	0	20拠点× 120,000円
収入合計額	2,400,000	2,400,000	0	

2 支出の部

単位：円

項目	予算額	前年度予算額	増△減	支出日	説明
(例) <拠点訓練> 消耗品費 印刷製本費 <資機材整備費> 資機材購入費 点検費 修繕費	2,400,000	2,400,000	0		各拠点運営委員会 経費
支出合計	2,400,000	2,400,000	0		

※ 客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費（交際費並びに慶弔費、懇親会費、活動と直接関連のない視察・研修費・食糧費等）は助成対象外

令和 4 年 5 月 20 日

地域防災拠点運営委員長 各位

令和 3 年度 地域防災拠点訓練の実施結果報告について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年度も従前の規模・回数の訓練を実施することが困難な状況となり、多くの拠点が運営委員会規模での実施を行いました。令和 3 年度の訓練実施拠点、及び実施項目は下表のとおりです。

拠点名	訓練実施項目 (○)					
	避難者 受付	情報 受伝達	特設公衆 電話	要援護者	トイレ 設置	感染症対策 (座学含む)
笠間小	○		○			○
西本郷中						○
小山台小	○	○				○
小菅ヶ谷小	○		○	○	○	○
本郷小	○				○	○
桂台中		○				
庄戸小	○	○				○
旧庄戸中		○				○

以上 8 拠点

(総括)

- ・ 訓練を実施した拠点の多くで、感染症対策の訓練・研修が行われた。
- ・ 従来の住民を広く募る規模の開催は無かった。



避難者の**受付時に体調確認**し、感染の疑いがある人を別室に誘導する訓練を行いました。



避難所内で一定の距離を確保するために、**テント**を用いて避難スペースを区割りする訓練を行いました。

令和 4 年 5 月 20 日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

令和 4 年度栄区地域防災拠点担当参与について

本年度の地域防災拠点の担当参与について、以下のとおり決定しましたのでご案内いたします。

1 担当参与について

栄区では各地域防災拠点に対して担当参与を原則 2 名配置し、平常時の区役所と地域防災拠点運営委員（以下、「運営委員」という。）との連絡体制の確立と、運営委員の支援体制を構築しています。運営委員が各役員の選出や運営委員会の開催通知等、庶務事務を行っていただいておりますが、担当参与は事務連絡や助言する立場となっております。

2 主な役割

(1) 運営委員

平常時：運営委員会役員の選出や運営委員会開催の事務等及び訓練の計画策定及び実施
 発災時：地域防災拠点の開設・運用

(2) 担当参与

平常時：運営委員会へ出席し事務連絡や助言等を行う
 発災時：栄区災害対策本部（栄区役所）で活動

3 担当参与

拠点名	担 当 参 与 (係 長)		(参考) 担当課長
千秀小	小野 (こども家庭支援課)	白井 (こども家庭支援課)	和田こども家庭支援課長
飯島小	坂入 (税務課)	早坂 (税務課)	鳥海税務課長
飯島中	辻本 (地域振興課)	神田 (こども家庭支援課)	近堂地域振興課長
豊田小	林 (保険年金課)	浅香 (保険年金課)	福保険年金課長
小菅ヶ谷小	大野 (福祉保健課)	壺井 (高齢・障害支援課)	齋藤福祉保健課長
笠間小	荒木 (生活衛生課)	古家 (生活衛生課長)	古家生活衛生課長
西本郷中	杉田 (総務課)	須藤 (総務課)	伏見総務課長
西本郷小	鶴岡 (区政推進課)	清水 (区政推進課)	藤澤区政推進課長
小山台小	石塚 (区政推進課)	山口 (区政推進課)	
本郷台小	山田 (福祉保健課)	門脇 (福祉保健課)	齋藤福祉保健課長
本郷中	今西 (戸籍課)	上野 (戸籍課)	中野戸籍課長
公田小	緒方 (こども家庭支援課)	三石 (こども家庭支援課)	富田こども家庭支援課長
桂台小	鈴木 (生活支援課)	天住 (総務課)	佐藤生活支援課長
桂台中	長戸 (高齢・障害支援課)	木村 (高齢・障害支援課)	松原高齢・障害支援課長
本郷小	山口 (生活支援課)	荒井 (生活支援課)	佐藤生活支援課長
桜井小	細井 (地域振興課)	野本 (地域振興課)	近堂地域振興課長
上郷小	海老原 (税務課)	門眞 (税務課)	鳥海税務課長
旧野七里小	岩崎 (高齢・障害支援課)	小幡 (高齢・障害支援課)	松原高齢・障害支援課長
庄戸小	加藤 (会計室)	高橋 (税務課担当課長)	高橋税務課担当課長
旧庄戸中	村山 (保険年金課)	大谷 (保険年金課)	福保険年金課長

令和 4 年 5 月 20 日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた拠点訓練の計画・実施について（依頼）

運営委員長の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響下においても運営委員会や訓練にかかる着実な検討を進めていただき、厚くお礼申し上げます。

令和 4 年度の各地域防災拠点での訓練実施について、下記のとおりご検討いただきますようお願いいたします。

1 訓練の実施判断について

準備のための会合等も含め、「3密」の回避、マスクの着用、手洗い・手指消毒など、必要な感染症対策を徹底できる場合は、拠点訓練を実施できるものとします。

なお、訓練実施にあたっては横浜市総務局が作成した添付の「新型コロナウイルス感染症対策実施チェックシート」を活用してください。

2 訓練の実施時期について

栄区では、例年 9 月 1 日の防災の日を中心とした時期と、1 月 17 日の防災とボランティアの日を中心とした時期に、合計 2 回程度の訓練実施をお願いしていましたが、昨年度に引き続き、実施時期や回数について区としての目安は設けず、各拠点において可能な時期及び内容で感染症リスクに配慮した訓練の実施を検討していただきますようお願いいたします。

各拠点においてご事情は様々かと存じますので、ご不安な点は担当参与または総務課にご相談ください。

3 セーフコミュニティ災害安全対策分科会からの提案について

栄区では、令和元年度よりセーフコミュニティ災害安全対策分科会からの提案に基づき、拠点訓練を計画していただいております。今年度も、現在拠点訓練の実施計画を含めた提案の取りまとめが行われているところです。各拠点の事情に応じて、可能な範囲でご対応ください。

事務局にて正式に提案を受理し次第、運営委員長の皆様へご連絡いたします。

4 訓練実施計画書・報告書について

拠点訓練を実施される際は、訓練実施計画書と報告書を作成し、区役所との情報共有を行って訓練を実施する 2 週間前に計画書を提出し、また訓練実施後は 2 週間以内に報告書を提出するようお願いいたします。

(1) 訓練実施計画書について**ア 提出書類**

拠点訓練実施計画書（様式 1）

※消防署に防災指導を要請する際は「地域防災拠点訓練における消防署防災指導要請書」を
参与にご提出ください。

- イ 提出期限
実施の2週間前

(2) 訓練実施報告書について

- ア 提出書類
拠点訓練実施結果報告書（様式2）
- イ 提出期限
訓練実施後、2週間以内

(3) 提出方法

拠点参与（区役所の課長、係長）へご提出をお願いします。

5 添付資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策実施チェックシート（総務局作成）
- (2) 地域防災拠点訓練における消防署防災指導要請書

【担当】 栄区総務課防災担当 武内・若林 電話 894-8430
--

新型コロナウイルス感染症対策実施チェックシート

このチェックシートは、3月17日の神奈川県対処方針などを参考に作成しています。

県の方針が変更された場合は、県方針にあわせ本シートも変更の可能性があります。

①人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方②収容率：大声あり50%・大声無し100%の要件を満たした上で、どちらか小さいほうを限度とし、それ以上の規模は自粛してください。

感染症対策チェック項目			チェック欄
参加者へ周知	①	発熱、咳、倦怠感、息苦しさ等の症状がみられる方の参加は控えるようあらかじめ参加者に周知してください	
	②	マスクの着用、手洗いや咳エチケットを周知してください	
施設・会場面	③	3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けてください ※厚労省リーフレット「3つの密を避けるための手引き」参照	
	④	定期的に換気してください	
	⑤	上記の人数上限や収容率の要件を守ってください	
	⑥	会場入口等に消毒液を設置してください	
	⑦	主に参加者の手が触れる場所を消毒してください（ドアノブ、手すり、マイクなど）	
運営面	⑧	開催時間を短縮できるよう工夫してください	
	⑨	参加者に感染予防行動（②などの内容）を呼びかけてください	
	⑩	炊き出し等飲食は行わないでください（必要な水分補給は可）	
	⑪	参加者、連絡先を名簿等で把握してください	

※地域防災拠点訓練については、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営のポイント」の一部改訂について（令和3年5月12日総地第108号）を踏まえた内容となるよう努めてください。

(様式1)

拠点訓練実施計画書

地域防災拠点運営委員会

記入者

実施日時 月 日 () 午前・午後 : ~午前・午後 :

訓練会場

訓練項目(名称)	実施時間	訓練内容の概略	参加依頼機関	備考

(様式2)

拠点訓練実施結果報告書

地域防災拠点運営委員会

記入者

実施日時 月 日 () 午前・午後 : ~午前・午後 :

訓練会場 参加者総数 名

訓練項目(名称)	実施時間	訓練内容の概略	備考

地域防災拠点訓練における消防署防災指導要請書

拠点訓練実施日 令和 年 月 日 拠点名 _____

訓練参加予定者数 (運営委員含む)		
訓練実施時間		時 分 ~ 時 分
消防署への 依頼事項	集合時間、場所	集合時間： 集合場所：
	消防職員必要人数 (消防団員)	消防職員： 人 消防団員： 人
	訓練支援内容	
	資機材の 借用	資機材名 (個数)
受領日時		
返却日		

※訓練当日、近隣で火災等災害が発生した場合、出場するため訓練支援を受けられなくなる可能性があります。

また、訓練支援や資機材借用も先約がある場合は依頼を受けられない場合があります。

担当参与： _____

令和4年度 災害時に備えた訓練<<水道局>>

震災に備えて、日頃から訓練を重ねることが大切です。水道局では、災害時給水所である災害用地下給水タンクなどで地域の皆さまと応急給水訓練を実施しています。

この訓練で、災害時給水所の場所や仮設の蛇口の取り付け方法をご確認いただくなど、災害時の応急給水活動を地域の皆さまの「共助」で行う体制を強化しています。

つきましては、地域防災拠点の訓練実施の際に、応急給水訓練の実施もご検討くださるようお願いいたします。

災害対策の基本的な考え方

災害に備え1人1日3リットル、最低3日分で9リットル以上の飲料水備蓄をお願いしています。

災害時の飲料水確保の方法				開設者	発災直後から3日目まで	発災4日目以降
飲料水確保の場所	目印	施設の種類など	分類			
ご家庭・企業	—	備蓄している飲料水	自助	—	→	
災害時給水所	標識	●災害用地下給水タンク 134基 	共助	地域の皆さま (管工事協同組合 開設の補助)	→	
	のぼり	●配水池 22カ所 	公助	水道局職員	→	→
		●緊急給水栓 358基 		水道局職員 管工事協同組合		→
		給水車			水道局職員 応援都市職員	→

災害時に水道局職員等が水質等の安全性を確認後、応急給水を開設・開始します。したがって、皆さまによる開設訓練は必要ありません。

1 実技編 (実際に皆さまに体験していただく訓練)

災害用地下給水タンクを開設して飲料水を確保する訓練

☆今年度も横浜市管工事協同組合が参加します！

《内容》発災直後において地域の皆さまの助け合いにより災害用地下給水タンクを開設し、飲料水を確保できるようにするための訓練です。

《対象》災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点（6か所）と小菅ヶ谷地域ケアプラザ
 小山台中学校・飯島小学校・笠間小学校・本郷小学校・桂台中学校・庄戸小学校
 （拠点外）小菅ヶ谷地域ケアプラザ

(1) <<少人数向け>>組み立て実技訓練

運営委員会メンバー又は運営委員会が指名したメンバー（食料物資班など）などに対して、装置組み立てや操作などの実技訓練を行います。

《所要時間》30分～45分

《対象人数》10人～15人程度

★全体訓練開始前・終了後に行うことも可能です。



(2) <<大人数向け>>組み立て見学及び実技訓練

全体訓練の参加者等（複数のグループ）を対象に、水道局職員、運営委員会又は管工事協同組合員等が行う装置組立て作業を見学しながら、何人かの方(5人程度)に組立作業を体験していただきます。

また、災害時に飲料水を確保する方法や、飲料水の備蓄等に関する説明をします。

《所要時間》1グループあたり20分～30分

《対象人数》1グループ50人以内（実技は5人程度）



災害用地下給水タンクは、拠点の皆さまで設営する設備です。設置拠点におかれましては、積極的に訓練を実施していただきますようお願いいたします。

2 概要説明・ミニ講座編

説明のみ

「災害時の飲料水確保について」

《内容》災害時に飲料水を確保する方法や地下タンク・緊急給水栓の機能や役割、及び飲料水の備蓄のお願いなどを説明します。参加者の皆さまにチラシを配布して、訓練全体集会の場などで説明します。（自助・共助・公助の役割など）

《対象》すべての地域防災拠点

※複数の地域防災拠点訓練日程が重なった場合には、ご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。

《所要時間》10分～15分

依頼方法及び問合せ先

【依頼方法】

地域防災拠点参与（各拠点を担当する区役所の課長又は係長）経由で区役所にご依頼ください。



ご不明な点がございましたら、水道局までお問い合わせください。

横浜市水道局 戸塚水道事務所 事務係 防災担当

電話:045-871-6461 FAX:045-864-4182



水道局キャラクター
はまピョン

令和 年 月 日

横浜市水道局 戸塚水道事務所 あて

(区役所地域防災拠点参与 経由)

(FAX 864-4182)

災害時に備えた訓練依頼書

次のとおり、水道局による訓練を依頼します。

地域防災拠点名： _____

運営委員会委員長： _____

区役所参与： _____

実施日	令和 年 月 日 ()
時間	午前・午後 時 分 ~ 時 分

希望する訓練にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/>	災害用地下給水タンクの組立て実技訓練
<input type="checkbox"/>	概要説明・ミニ講座（講話のみ）
<input type="checkbox"/>	緊急給水栓からの給水体験（設置は水道局が行います。）

通信欄（ご要望等がある場合は、こちらに記入してください。）

※複数の地域防災拠点訓練の日程が重なった場合等には、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

令和4年5月20日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

地域防災拠点に備蓄している食料の有効活用について（依頼）

令和4年度に更新を迎える備蓄食料について、拠点訓練等における有効活用を次のとおり依頼します。

1 訓練等で配布可能な備蓄食料

品目	配布可能箱数	製造年度 (ラベル色)	賞味期限
水缶詰	17箱 (24本/箱)	平成28年度 (赤色ラベル)	令和5年8月31日
保存パン	10箱 (20食/1箱)	平成29年度 (青色ラベル)	令和5年1月31日
おかゆ	6箱 (20食/1箱)	平成29年度 (青色ラベル)	令和5年1月31日
クラッカー	3箱 (70食/箱)	平成29年度 (青色ラベル)	令和5年1月31日又は令和5年2月28日

※発災時に使用できる食料が減ってしまいますので、上記以外の食料は配布しないでください。

※平成29年度製造のスープは令和4年7月に期限を迎えますので、発災時に召し上がらないようご注意ください。

2 配布可能時期と数量

別添「令和4年度備蓄食料の更新計画（予定）」のとおり

3 留意点

- 賞味期限切れのものを訓練等で配布しないよう、必ず期限を確認して配布してください。
- 対象の備蓄食料以外は、訓練等で配布しないでください。
- 年度内に期限が切れる保存パン、おかゆ及びクラッカーを活用する場合は、必ず令和4年12月までに使い切ってください。
- 誤配布や、備蓄庫に期限切れ備蓄食料が残ることを防ぐため、確実に使用する食料のみ報告ください。

4 配布の報告書

備蓄食料の配布を希望する場合は、令和4年7月8日（金）までに、別添の報告書を栄区総務課あてにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。


なお、回収数量をとりまとめる必要があることから、報告が無い場合は配布なしとして処理させていただきます。

5 その他

訓練等の際に、更新予定の備蓄食料を備蓄庫の入口にまとめて置いていただけると、回収漏れや誤回収が減りますので、ご協力をお願いいたします。

【担当】栄区総務課防災担当
武内・若林
☎ 894-8430
FAX 895-2260

令和4年度 備蓄食料の更新計画（予定）

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
水缶詰				有効 報告 期限 の有 無の	【配送】令和4年度製造分(青色ラベル)(24本/箱×14箱) 【回収】平成28年度製造分(赤色ラベル)(24本/箱×17箱)					【未使用分の 回収】			
保存パン					【配送】令和4年度製造分(青色ラベル)(20食/箱×10箱) 【回収】平成29年度製造分(青色ラベル)(20食/箱×10箱)								
おかゆ					【配送】令和4年度製造分(青色ラベル)(20食/箱×5箱) 【回収】平成29年度製造分(青色ラベル)(20食/箱×6箱)								
クラッカー					【配送】令和4年度製造分(青色ラベル)(70食/箱×3箱) 【回収】平成29年度製造分(青色ラベル)(70食/箱×3箱)								
ライスクッキー					【配送のみ】令和4年度製造分(青色ラベル)(20食/箱×1箱)								
【有効活用】					令和4年度分が配送された後から拠点訓練等で有効活用 								
スープ					【配送】令和4年度製造分(青色ラベル)(45食/箱×2箱) 【回収】平成29年度製造分(青色ラベル)(45食/箱×1箱)								
粉ミルク					【配送】令和4年度製造分(青色ラベル)(20缶/箱×1箱) 【回収】令和3年度製造分(赤色ラベル)(20缶/箱×1箱)								
【有効活用】					※スープ及び粉ミルクは賞味期限が短いため有効活用不可								

令和4年 月 日

報告書

令和4年度に更新する予定の備蓄食料を防災訓練等で有効活用します。

1 配布（予定）日

令和 年 月 日

2 訓練等での配布（予定）数量

水缶詰	保存パン	おかゆ	クラッカー
箱	箱	箱	箱

3 報告者

栄区 _____ 地域防災拠点運営委員会

担当： _____

【注意事項】

本調査票は、令和4年7月8日（金）までに、栄区総務課へご提出ください。

令和4年5月20日

各地域防災拠点運営委員長

総務局地域防災課
避難等支援担当課長

地域防災拠点の備蓄倉庫におけるガソリン等の保管について

日頃より地域防災拠点の運営にご尽力いただき誠にありがとうございます。
拠点でのガソリン等の危険物の保管について、改めて周知させていただきます。

1 概要

ガソリン、消毒用アルコールなど消防法上の危険物について、一定量以上の貯蔵・取扱いをする場合は、市長の許可や消防署長への届出が必要となります。

各地域防災拠点運営委員会でガソリン等を購入、保管される際は届出不要な範囲の数量で、適切に管理していただきますようお願いいたします。

2 地域防災拠点の備蓄倉庫で保管可能な危険物の量（一部抜粋）

消防法上の危険物について、物品ごとに定められた「指定数量」の1/5未満の量は、届出不要です。
届出不要な範囲の数量＝倉庫で保管可能な量をご確認ください。

物品	指定数量		倉庫で保管可能な量
ガソリン	200 リットル	➔ ÷ 5	40 リットル未満
消毒用アルコール※	400 リットル		80 リットル未満

※消毒用アルコールについては、アルコール濃度が60%以上（重量%）の製品が危険物に該当します。

複数の危険物を保管する場合は、それぞれの割合の合計が1/5未満となる必要があります。ご不安な点があれば、区役所総務課防災担当にご連絡ください。

【計算例】ガソリン20リットル、アルコール20リットルを保管している場合

$$\frac{\text{ガソリン}}{200 \text{ (指定数量)}} + \frac{\text{アルコール}}{400 \text{ (指定数量)}} = 0.15 \rightarrow \text{0.2(1/5)未満のため 届出不要}$$

※詳細は横浜市ホームページ「許可や届出が必要な危険物の量」をご覧ください。

[横浜市 危険物 保管](#) [検索](#)

【担当】栄区総務課防災担当
武内・若林
☎ 894-8430

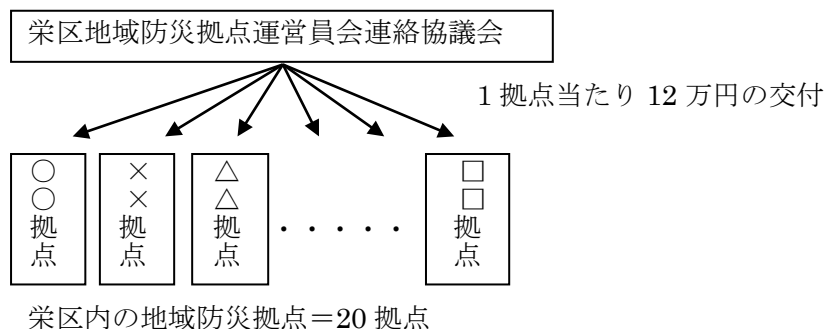
地域防災拠点運営委員長 各位

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会長

地域防災活動奨励助成金について

1 趣旨

地域防災拠点運営委員会（以下「拠点」という。）の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及びその他の活動の運営を円滑に行うために、栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会から交付するものです。



2 交付金額

1 拠点当たり、12万円（ただし、実際には上記金額から振込手数料を差し引いた金額）

3 交付時期

ご提出いただいた請求書をもとに、事務局において振込完了後、参与（区役所の係長）を通じてご連絡します。

4 留意事項

(1) 支出時期について

交付した助成金で経費を支出してください。

(2) 支出用途について

助成金は用途が「地域防災拠点の管理運営」に関することに限定されています。それ以外を目的とする支出はできませんのでご了承ください。特に会議における茶・菓子等の購入による支出は認められません。

- 使用可 … 訓練の企画及び実施に係る費用、運営委員会等の会議に係る費用、
備蓄庫に独自に配備する備蓄物品、訓練時の熱中症対策飲料水 など
- ×使用不可… 運営委員会等の会議でのお茶・菓子、外食・お弁当のような食事代、
運営委員会の役員等への謝金 など

また、翌年度の持ち越しもできませんので、留意願います。残金が発生する見込みの場合は、参与（区役所の係長）に連絡願います。

(3) 領収書の添付について

全ての支出項目に関して領収書の提出が必要になります。領収書の添付がない場合、支出は認められませんので、領収書の紛失等には十分留意願います。また、宛名については「〇〇学校地域防災拠点」としてください。

研修会等に参加するための交通費を委員に支給する場合も、委員から領収書を受領して添付してください。

担当：栄区役所総務課防災担当
武内、若林
電話：894-8430

令和 年 月 日

請求書

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会長

学校地域防災拠点運営委員会

委員長

印

下記のとおり請求します。

金 ￥120,000-

運営経費交付方法について

・口座振込

(振込手数料につきましては、運営経費より差し引いて振り込みます)

以下、口座振込の場合に記入してください。

フリガナ	
口座名義人	
振込先	銀行 支店 信用金庫 出張所 信用組合 農協
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	

※口座確認のため、通帳の写しもあわせてご提出願います。(通帳の1ページ目の写し)

令和4年5月20日

地域防災拠点運営委員長

栄区総務課長

令和4年度 各地域防災拠点鍵管理者名簿の作成について（依頼）

各地域防災拠点において、夜間・休日など教職員がいない時間帯での発災時に対応するため、各地域防災拠点運営委員会の皆様に学校施設の鍵の保管をお願いします。

つきましては、令和4年度の各地域防災拠点運営委員会における鍵管理者名簿を作成のうえ、下記担当まで提出していただきますようお願いいたします。

1 提出書類

令和4年度地域防災拠点鍵管理者名簿（別紙1）

2 提出期限

令和4年7月8日（金）までをお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、期日での提出が難しい場合はご相談ください。

3 提出先

拠点参与（区役所の課長、係長）を通じて提出願います。

【担当】栄区総務課防災担当
武内・若林
電話 894-8430

令和4年5月20日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会長

栄区地域防災拠点運営委員会の意見交換会について

日頃から、各地域防災拠点の運営にご尽力をいただき誠にありがとうございます。

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会では、地域防災拠点の開設・運営訓練における取組の情報共有等のため、7月中旬に意見交換会の開催を検討しております。詳細につきましては確定次第、あらためてご連絡いたします。どうぞご参加ください。

- 1 時期 7月中旬（予定）
- 2 時間 2時間程度
- 3 場所 栄区役所
- 4 内容
 - (1) 地域防災拠点について
拠点の開設・運営の基礎的な知識と区災害対策本部について
 - (2) 意見交換
 - ・地域防災拠点訓練取組の情報共有について
 - ・その他
- 5 対象者
各地域防災拠点運営委員から1名以上

【担当】 栄区総務課防災担当
武内・若林
☎ 894-8430

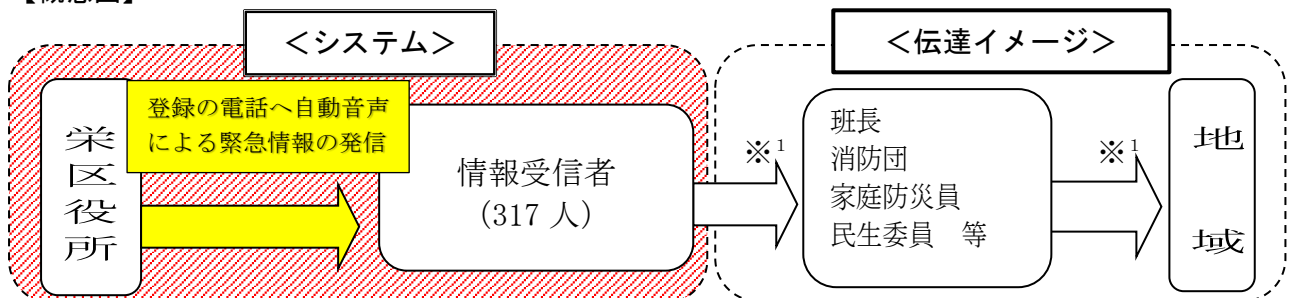
栄区緊急時情報伝達システムの登録対象者の更新について（依頼）

栄区では災害時などに情報伝達を迅速に行うため、緊急時情報伝達システムを活用して、区から地域の皆様への緊急情報の提供体制の強化を図っています。

新年度を迎え、システムの登録対象となる方の電話番号の登録について、更新を行います。

1 緊急時情報伝達システムのイメージ

【概念図】



※¹ 情報受信者から地域の方への伝達を義務付けるものではありません。状況に応じてご対応ください。

2 システムの登録対象者（情報受信者）について

登録対象者317人（地区連合町内会長（7）、自治会・町内会長等^{※2}（264）、**地域防災拠点運営委員長（20）**、即時避難指示対象世帯（26））

※² 自治会・町内会長は原則対象とし、更に防災担当役員の方など2名まで登録することができます。

3 発信内容

緊急時の情報等、区で周知の必要があると判断した情報を電話（固定・携帯）へ自動音声で発信します。

例）台風○号の接近に伴い、○月○日△時に避難所4か所（○○学校、○○学校、○○学校、○○学校）開設予定です。詳しくは栄区ホームページをご覧ください。

4 登録期間

令和4年6月1日（水）から令和5年5月31日（水）までの1年間とし、毎年度、継続を含め更新手続きのご案内をします。（年度途中の登録番号の変更や登録者変更もできます。）

5 申請方法

運営委員長の皆様については、原則全員登録していただくようお願いします。

（自治会・町内会等として登録申請される方は、提出には及びません。）

- (1) システム登録にあたり、「緊急時情報伝達システム登録申請書」に必要事項を記入し、下記の問い合わせ先まで、Eメール、FAX、郵送又は窓口へ直接ご持参にてご提出をお願いします。
- (2) 令和3年度に登録をされた方は、年度が変わると全て登録解除となります。令和3年度に登録された方で、上記のシステム登録対象者に該当し、令和4年度も引き続き登録を希望する方は再度、申請書のご提出をお願いします。

6 申請期限

令和4年6月24日（金）まで（※7月初旬にテスト配信予定）

7 添付資料

別紙「栄区緊急時情報伝達システム登録申請書」

【お問い合わせ先】

担 当：栄区総務課（41番窓口） 芦葉・市野

電 話：894-8312 FAX：895-2260

栄区緊急時情報伝達システム登録 申請書

令和 年 月 日

(申請先)
(横浜市栄区長)

申請者 住所

氏名

電話

(レ点にて) どちらかをチェックをお願いします。

栄区緊急時情報伝達システムへの登録電話番号を下記のとおり申請します。

役職等	(例) ○○学校地域防災拠点 運営委員長
氏名	○○ ○○
登録をする電話番号	080-△△△△-△△△△ ※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

※ ご記載いただいた個人情報は、本システムの登録以外には使用いたしません。

【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先まで、直接ご持参いただくか、Eメール、FAX 又は郵送にて提出をお願いします。【期限：令和4年6月24日（金）まで】

【お問合せ先】 担 当 : 栄区総務課 (41 番窓口) 芦葉・市野
電 話 : 894-8312 FAX : 895-2260
Eメール : sa-bosai@city.yokohama.jp

令和4年5月20日

各地域防災拠点運営委員長

栄区総務課長

令和4年度 地域防災拠点運営研修のご案内（依頼）

日ごろから、横浜市政の推進に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、今年度も、地域防災拠点運営委員の方を対象とした、地域拠点運営研修を実施します。本研修では、各拠点から2名まで受講者を募集しております。別紙の案内文をご参照のうえ、受講者を推薦いただきますようお願いいたします。

※推薦は任意です。

※委員長が受講していただくことも可能です。

1 研修概要（日時、場所、申し込み方法、問い合わせ先等）

別紙（案内文）のとおり

2 添付資料

案内文（令和4年地域防災拠点運営研修のご案内）

【担当】 栄区総務課防災担当
武内・若林
☎ 894-8430

令和4年 地域防災拠点運営研修のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難された方によって運営します。
本研修を受講いただき、具体的な運営方法を学びましょう。

1 研修対象者

拠点運営委員の方（研修の成果を地域防災拠点運営につなげていただくため、お手数ですが、各拠点の代表者の方からご推薦をお願いします。）

※推薦は任意です。

※各組織から2名まで推薦可能です。

※家庭防災員、防災ライセンス講習会、
防災・減災推進研修を受講された方も推薦可能です。

【受講者の声】

講義やグループワークを通じて拠点運営の具体的なイメージがつかえました。

2 研修内容

(1) 研修カリキュラム

9:30 ～ 10:30	【講義】 「地域防災拠点の運営方法について知ろう」	○地域防災拠点の運営方法や拠点運営の活動事例等について学びます。
10:30 ～ 12:00	【グループワーク】 「避難所運営の模擬体験をしよう」	○ケーススタディを通して避難所で起きている出来事にどう対応するか図上にて体験します。

(2) 開催日時 ※ 内容はすべて同じです。

【時間】 9:30～12:00

日程	場所	定員
6月27日(月)	横浜市民防災センター(横浜駅)	50名
6月28日(火)	横浜市民防災センター(横浜駅)	50名
6月29日(水)	横浜市民防災センター(横浜駅)	50名
6月30日(木)	横浜市民防災センター(横浜駅)	50名
7月2日(土)	栄区役所(本郷台駅)	40名
7月9日(土)	旭区役所(鶴ヶ峰駅)	40名
7月23日(土)	金沢区役所(金沢文庫駅)	40名
7月30日(土)	青葉区役所(市が尾駅)	40名
8月4日(木)	中区役所(関内駅)	50名

申込方法等は裏面のとおり

3 申し込み方法

「地域防災拠点運営研修 推薦書」(別紙1)に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、6月10日(金)まで(必着)に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、株式会社ミントスに委託しています。

【宛先】株式会社ミントス

○郵送：〒231-0014 横浜市中区常盤町1-2-1 9F-D

○FAX：045-228-8510

○電子メール：seminar.annai2021@gmail.com

4 受講者の決定

6月中旬ごろに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合は、来年度以降に受講をお願いすることがあります。その場合、「各区の受講者数のバランス」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承願います。

5 新型コロナウイルス感染症への対策について ※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔を確保して実施します。

また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、検温にご協力をお願いします。

なお、受講日に緊急事態宣言が発出されている場合には中止とします。

6 自宅学習編

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅学習用の動画をすべて閲覧したうえで、「修了証発行申請書」をご提出していただいた場合には、「地域防災拠点運営研修」を受講したものとします。修了証の発行を希望される場合は、「修了証発行申請書」(別紙2)を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和4年6月10日(金)から令和5年3月20日(月)まで

7 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について (申し込みの受付業務を以下に委託しています)

担当 株式会社ミントス

電話：045-228-8080

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当 横浜市総務局地域防災課 (長谷川、橋本)

電話：045-671-3456

8 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合は中止とします。

また、それ以外の場合でも悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には当日午前8時以降に横浜市ホームページにてご案内いたします。

パソコン・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

研修に関するホームページはこちら

横浜市 防災・減災推進研修

検索

<横浜市コールセンター> 045-664-2525 (平日・土日祝日いずれも 8:00~21:00)

研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 基本的な感染対策の実施

- ・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保します。
- ・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
- ・職員及び講師は、マスクを着用します。
- ・会場には手指消毒液を用意します。
- ・会場の机、ドアノブ等の消毒を行います。

2 受講される方へのお願い

- ・受付の際には、検温、手指の消毒をお願いします。
- ・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
- ・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
- ・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
- ・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
- ・休憩中等の会話は控えめにしてください。

3 その他

感染拡大の状況によって、開催方法の変更または中止の可能性があります。その場合には研修受講者宛にご連絡いたします。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課

担当：長谷川、橋本

TEL:045-671-3456 FAX:045-641-1677

令和 年 月 日

株式会社 ミントス 行

地域防災拠点名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「地域防災拠点運営研修」推薦書

令和4年の「地域防災拠点運営研修」受講者として、次の方を推薦します。

しめい 氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	

- 各組織から2名まで推薦することができます。
- 氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- **6月10日（金）まで（必着）**にご送付ください。
- 研修時間はいずれも9：30～12：00です。

【受講希望日】 受講可能日（太枠）に○をつけてください。

※日程調整の都合上、できる限り多くの日程に○のご記入をお願いします。

実施日	【第1回】 6月27日（月）	【第2回】 6月28日（火）	【第3回】 6月29日（水）	【第4回】 6月30日（木）
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター
受講可能日				
実施日	【第5回】 7月2日（土）	【第6回】 7月9日（土）	【第7回】 7月23日（土）	【第8回】 7月30日（土）
場所	栄区役所	旭区役所	金沢区役所	青葉区役所
受講可能日				
実施日	【第9回】 8月4日（木）	—	—	—
場所	中区役所	—	—	—
受講可能日		—	—	—

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】株式会社ミントス

○郵送：〒231-0014 横浜市中区常盤町1-2-1 9F-D

○FAX：045-228-8510

○電子メール：seminar.annai2021@gmail.com

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「地域防災拠点運営研修」修了証発行申請書

次の方は指定された地域防災拠点運営に関する動画を閲覧しました。「地域防災拠点運営研修」の修了証の発行を申請します。

氏名	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
地域防災拠点開設マニュアル（約20分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
地域防災拠点の開設・運営について（約21分）	

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。

※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。

※組織内で取りまとめてご提出される場合は、本紙の氏名欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙3に希望者全員分の「氏名」・「住所」・「連絡先」をご記入のうえ、ご提出ください。

閲覧した動画に
チェック（✓）

【動画の案内】防災学習コンテンツ内の動画より閲覧をお願いします。

ウェブサイトURL <https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/chiikibousai>

横浜市 防災学習コンテンツ

検索

二次元コード



【備考】

修了証発行の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、修了証の送付や研修のご案内等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

修了証には、地域防災拠点開設・運営マニュアルやスターターキット等、地域防災拠点運営を推進していただくうえで、参考となる資料を同封いたします。また、申請書提出から修了証発行までに、数週間から数か月程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（長谷川・橋本）

TEL：045-671-3456 FAX：045-641-1677

電子メール：so-gensai@city.yokohama.jp

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階

令和4年度 横浜防災ライセンス 資機材取扱講習会 受講者募集

横浜市では、身近な小中学校など 459 か所を地域防災拠点に定め、被災した住民の避難生活の場所や、住民による救助・救護活動の拠点と位置付けています。当講習会では、この地域防災拠点の開設・運営を担う中核的人材として、下記①及び②の資機材取扱リーダーを養成しています。

【資機材取扱リーダー】

① 「生活資機材取扱リーダー」※ 避難生活に必要な資機材※が取り扱えるリーダー

※ 仮設トイレ、移動式炊飯器、応急給水栓（災害用地下給水タンク）

② 「救助資機材取扱リーダー」※ 救助活動に必要な資機材※が取り扱えるリーダー

※ エンジンカッター、レスキュージャッキ、発電機、投光器、工具類

それぞれ半日単位の講習会を受講された方を、資機材取扱リーダーとして認定しています（リーダー証を発行し、リーダー名簿に登載します。）。

1 申込み

(1) 太枠内を記入・チェックした申込用紙を、往復はがき「往信」裏面に貼り付けます。

申込用紙 (↓切り取り線)

希望講習会	第 回 月 日	学校	希望講習(□にチェック) <input type="checkbox"/> 生活・救助の両方 <input type="checkbox"/> 生活のみ <input type="checkbox"/> 救助のみ
(ふりがな) 氏名			
住所	〒 -		
電話番号			
居住地の 地域防災拠点	地域防災拠点		
受講履歴 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再受講 (受講年度:平成 年度、リーダー証番号 - -)		
同意事項 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 当申込用紙に記入した情報が、受講後に居住地の地域防災拠点運営委員会・区役所・消防署・ネットワーク団体へ提供されることについて、同意します。		

(2) ご自身の住所・氏名を往復はがき「返信」表面に記入し、下記宛先へ送ります。

[申込上の注意事項等]

- 受講対象者は、原則 16 歳以上の横浜市民です（ただし、生活資機材取扱講習は中学生以上の参加可）。
- 申込用紙は、受講希望者 1 人につき 1 通が必要です。
- 記入・チェック漏れがある場合は受付が出来ない場合がありますので、ご注意ください。
- 受講区分などご不明点につきましては、下記担当宛てにご相談いただきますようお願いいたします。)

【宛先】〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市総務局地域防災課 防災ライセンス担当

2 会場・日程等

回	開催日(雨天決行)	会場	住所	申込締切(必着)
1	令和4年10月29日 (土)	牛久保小学校	牛久保一丁目23番地1号	令和4年9月30日(金)
2	令和4年11月26日 (土)	平沼小学校	平沼二丁目11番36号	令和4年10月28日(金)
3	令和4年12月10日 (土)	平戸小学校	平戸町542	令和4年11月11日(金)
4	令和5年2月11日 (土)	桜岡小学校	大久保一丁目6番43	令和5年1月13日(金)

- 居住区に関わらず、どの回でも受講できます。
- 会場内に受講者用の駐車場はありません。会場内へ自家用車を乗り入れることはできません。

3 募集(定員:各回48人) ※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、定員を減らす場合がありますので、ご了承ください。

第1回から第4回までの生活資機材取扱講習会及び救助資機材取扱講習会

【注意】申込多数の場合は、原則として抽選により受講者を決定しますが、資機材取扱リーダー数が少ない地域防災拠点からの申込を優先する場合があります。

※ 地域防災拠点ごとのリーダー数は横浜市ホームページからご確認ください。

- 受講可否(抽選結果)は、講習日のおおむね3週間前までに返信ハガキでお知らせします。

4 スケジュール(予定)

8:30-9:00	受付1
9:00-12:00	開講、生活資機材取扱講習会、(救助資機材取扱講習会)※
12:30-13:00	受付2(午後の講習だけを受講する方)
13:00-16:00	救助資機材取扱講習会、(生活資機材取扱講習会)※、閉講

※受講人数が多い場合は、各講習会を1日に2回開催します。

5 その他(申込書「同意事項」について)

資機材取扱リーダーに認定後、氏名・住所・電話番号をリーダー名簿に登載し、居住地の地域防災拠点運営委員会・区役所・消防署・各区ネットワーク団体へ提供させていただきます。

問合せ 横浜市総務局地域防災課 (TEL045-671-2011 FAX045-641-1677)